

議案第四十九号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表一の部（一）の款神明の項及び虎ノ門の項中「二三〇円」を「一〇〇円」に改め、同款港南の項中「二九〇円」を「一〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年十二月一日から施行する。

（説明）

いきいきプラザの個人利用の使用料を改定するため、本案を提出いたします。